## 「ソフトバンクBB プロバイダーサービス規約」新旧対照表

### 改訂前(2009年7月24日付)

#### 第1条(本規約の適用)

3. 本規約に定めのない事項については、利用する本サービスの内容に応じ、ヤフー規約(約款)(後記第2条(4)項に定義します。)および無線 LAN 規約ならびにダイヤルアップ約款(後記第2条第(1)項に定義します。)が準用されるものとします。なお、本規約と各規約との間で齟齬が生じた場合は、本規約が各規約に優先して適用されるものとします。

## 第2条(定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

(1)「ソフトバンク BB プロバイダーサービス」とは、当社が別途定める「公衆無線 LAN 利用規約」(以下「無線 LAN 規約」といいます。)および「Yahoo! BB ダイヤルアップ接続サービス契約約款」(以下「ダイヤルアップ約款」といいます。)に定める、公衆無線 LAN サービス、ダイヤルアップ接続サービスをいいます。

(9)「アクティベート」とは、ヤフーが提供する Yahoo! JAPAN ID を、ヤフーの Web ページ上で有効化することを いいます。

## 第3条(契約の単位)

当社は、本サービスにつき一つの利用契約を締結します。 この場合、会員は一つの利用契約について一人に限られるものとします。

## 第5条(契約の申込の承諾)

- 1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、次の各号に定める日のいずれか早い日に成立するものとします。
- (1) 当社の申込み承諾日の7日後。
- (2) 会員がアクティベートを完了した日。

## 改訂後(2009年11月1日付)

#### 第1条(本規約の適用)

3. 本規約に定めのない事項については、利用する本サービスの内容に応じ、ヤフー規約(約款)(後記第2条(4)項に定義します。)および無線 LAN 規約、海外ローミング規約ならびにダイヤルアップ約款(後記第2条第(1)項に定義します。)が準用されるものとします。なお、本規約と各規約との間で齟齬が生じた場合は、本規約が各規約に優先して適用されるものとします。

#### 第2条(定義)

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

(1)「ソフトバンク BB プロバイダーサービス」とは、当社が別途定める「公衆無線 LAN 利用規約」(以下「無線 LAN規約」といいます。)、「海外ローミング利用規約」(以下「海外ローミング規約」といいます。) および「Yahoo! BBダイヤルアップ接続サービス契約約款」(以下「ダイヤルアップ約款」といいます。) に定める、公衆無線 LAN サービス、海外ローミングサービス、ダイヤルアップサービスを提供するサービスをいいます。

#### (9)削除

## 第3条(契約の単位)

当社は、本サービスにつき一つの利用契約を締結します

## 第5条(契約の申込の承諾)

1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により 本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾 することを条件として、以下に定める日に成立するものと します。

なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。

<2009年10月31日以前に申し込みを行なった会員> 当社が申込みを承諾した日から起算して7日後、または、ヤフーが提供するYahoo! JAPAN ID をヤフーのWebページ上で有効化した日のいずれか早い日。

<2009年11月1日以降に申し込みを行なった会員> 当社の申込みを承諾した日から起算して7日後、または、公衆無線LANサービス、海外ローミングサービス、ダイヤルアップサービスを最初に利用した日のいずれか早

## 「BBライフ会員規約」新旧対照表

### 改訂前(2009年7月24日付)

#### 第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (8)「指定サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンドADSLサービス」または「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」のいずれかをいいます。
- (9)「指定サービス会員規約」とは、指定サービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。
- (10)「NTT 東日本」とは、東日本電信電話株式会社をいいます。
- (11)「NTT 西日本」とは、西日本電信電話株式会社をいいます。
- (12)「フレッツ光」とは、NTT 東日本の提供するフレッツ光ネクスト、Bフレッツまたは、NTT 西日本の提供するフレッツ光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、B フレッツのいずれかをいいます。
- (13)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (14)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

## 改訂後(2009年11月1日付)

### 第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (8)「Yahoo! BB for Mobile サービス」とは、ヤフー株式会社の定める「Yahoo! BB サービス会員規約(約款)」および当社の定める「ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約」により提供されるサービスをいいます。
- (9)「指定サービス」とは、当社が本サービスを提供する上で利用契約の締結が前提とされているサービスであって、「Yahoo! BB ADSL サービス」、「SoftBank ブロードバンドADSLサービス」または「Yahoo! BB 光with フレッツサービス」、「Yahoo! BB for Mobile サービス」のいずれかをいいます。
- (10)「指定サービス会員規約」とは、指定サービスの利用契約に係る規約または契約約款をいいます。
- (11)「NTT 東日本」とは、東日本電信電話株式会社をいいます。
- (12)「NTT 西日本」とは、西日本電信電話株式会社をいいます。
- (13)「フレッツ光」とは、NTT 東日本の提供するフレッツ光 ネクスト、Bフレッツまたは、NTT 西日本の提供するフレッツ 光ネクスト、フレッツ・光プレミアム、Bフレッツのいずれかを いいます。
- (14)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (15)「利用料金等」とは、本サービスの利用に係る料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

## 「『BB セキュリティ』サービス利用規約」新旧対照表

## 改訂前(2009年10月1日付)

#### 第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で用いるものとします。

(4) 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当 社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。

## 改訂後(2009年11月1日付)

#### 第2条(用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各項に定める意味で 用いるものとします。

(4)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当 社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいい

# 「BB コンテンツサービス利用規約『BB ソフト』サービス個別規定」新旧対照表

改訂前(2009年7月24日付)	改訂後(2009年11月1日付)
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使	本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で
用します。	使用します。
7. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当	7. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当
社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。	社が提供する会員制インターネットサービスの総称
	をいいます。

## 「海外ローミング利用規約」新旧対照表

改訂前(2008年6月1日付)	改訂後(2009年11月1日付)
第2条(定義)	第 2 条(定義)
本規約において、次の用語はそれぞれ次の各号に定める	本規約において、次の用語はそれぞれ次の各号に定める
意味を有するものとします。	意味を有するものとします。
(10)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および	(10)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当
当社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいま	社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいい
す。	ます。

## 「公衆無線 LAN 利用規約」新旧対照表

改訂前(2008年6月1日付)	改訂後(2009年11月1日付)
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用し	本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用し
ます。	ます。
(5)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当	(5)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当
社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。	社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいい
	ます。

## 「モバイル接続利用規約」新旧対照表

改訂前(2008年6月1日付)	改訂後(2009年11月1日付)
第2条(用語の定義)	第2条(用語の定義)
本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用し	本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用し
ます。	ます。
(5)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当	(5)「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当
社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。	社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいい
	ます。

改訂後(2009年11月1日付)
第3条(用語の定義)
この約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で
使用します。
(4)Yahoo! BB サービス
ヤフー株式会社および当社が提供する会員制インターネ
ットサービスの総称

# 「BB サポートワイド利用規約」新旧対照表

改訂前(2009年7月1日付)	改訂後(2009年11月1日付)
第2条(定義)	第2条(定義)
本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下	本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下
に記載する意味を有します。	に記載する意味を有します。
10. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当	10. 「Yahoo! BB サービス」とは、ヤフー株式会社および当
社が提供するブロードバンドサービスの総称をいいます。	社が提供する会員制インターネットサービスの総称をいい
但し、Yahoo! BB SOHO、Yahoo! BB 光シティにおいて	ます。但し、Yahoo! BB SOHO、Yahoo! BB 光シティにお
は、本サービスを提供しておりません。	いては、本サービスを提供しておりません。